



NO. 222

2011. 12. 15

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 笹野井 庸夫
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

第11回 大阪市知的障害者育成会大会
クレオ大阪西・ホールにて開催される

大会報告

去る平成23年11月13日(日)、クレオ大阪西ホールにて「第11回大阪市知的障害者育成会大会」が開催されました。

現在、新たな法施行に向けて推進会議等で大きく議論がなされている渦中であって、これからの見通しとあり方について重点的に考えることをテーマとしています。

最初に式典では、まず東日本大震災ならびに台風12号による災害でお亡くなりになられた方への黙とうをささげました。そのあと、白ゆりコーラスの皆様と会場の方々と一緒に「手をつなぐ母の歌」を歌いました。

引き続き、笹野井理事長による主催者挨拶と大阪市長・大阪市教育委員会教育長からのご祝辞(代読)を賜りました。

式典終了後、全日本手をつなぐ育成会事業所協議会運営委員長の白杉 滋朗氏より「日中活動の今後の行方と展望について」というテーマで講演会をしていただきました。要旨を以下に述べさせていただきます。

先般、障害者制度改革推進会議・総合福祉部会より提出した骨格提言(9月号掲載)は、同会議には当事者の割合も高くその内容は画期的であると評価するが、果たして成案はどうなっていくのか。特に注目しているのが、就労支援に関する分野で掲げられている障害者就労支援センターとデイアクティビティセンターです。おおまかにこの二つのセンターで就労支援(福祉的就労も含めて)をすすめるというこの枠組みは、簡素化しすぎてはいないだろうか?本人のニーズを反映しうるものとなるのか?という問題提起をされています。

またこれらに付随して賃金補填と所得補償の問題にも採りあげていました。(上記の新しい制度のなかにおいて)労働法を適用して仕事している方の場合、所得として不足している際には賃金補填をおこなうことを制度化を検討しようかという話も出ているが、果たして賃金

補填とはどの程度の範囲を指しているのか(賃金がわずかで、補填額がほとんど占めているという形態では補填という意味とほど遠くなる)、また年金額を賃金におきかえていたのでは、名目がかわただけで本人にとって何もかわっていない。生活費の積算も含めて、あり方をきちんと議論しなければならない。

また、自身でしっかり稼ぐという意味において、工賃を向上させることは重要であると思うが、いかにして仕事を獲得するか。新しい法施行に向けた制度設計のなかでは、「適切な仕事を安定的に確保する」ということが謳われており、民需を獲得するようはたらきかけていくことは大事である。一例として、数多い回数の依頼をこなすことにより、継続してJR駅トイレ清掃を受注している滋賀県の取り組みをご紹介いただきました。

障害者総合福祉法における就労支援・日中活動等支援のあり方は様々な視点からの検討が必要だと感じさせられるお話しでした。

この講演会のあとには、再び白ゆりコーラスの皆様にご登壇いただき、素敵な歌を披露してくださり心温まるひとときでした。

引き続き、前全日本手をつなぐ育成会理事長で社会福祉法人若葉 常務理事の副島 宏克氏より「これからの育成会に期待すること」というテーマでご講演いただきました。こちらも要旨をまとめて述べさせていただきます。

最初、地域で作業所を起ち上げた時は歓迎されずに、ものすごい反対を受ける逆風の中での運営でした。

私たちは障害のある方を排除するのではなく、地域社会に包み込む社会づくりを目指さなくてはならない。そして、障害者が地域で生活をしていく力をつけることや、人生において切れ目のない支援体制をつくるには、地域の人たちとのかかわりが重要である。そのためには、行政ばかりを当てにするのではなく、「民(間)の力」が必要であるという観点をもつこと。これから障害者福祉が目指すべきは、障害のある人を受け入れ、ともに暮らすための「地域づくり」であるといえます。言い換えれば、「ともに学び、ともに生きる」共生社会の地域づくりは「民が主体」でなければならない。 <次頁へ>